

電子アクティブ

発行責任者：筑波大学教職員組合つくば執行委員長 齋藤一弥

2009年8月8日

各位

筑波大学教職員組合つくば2009年度総会議長

8月7日(金)午後6:00-8:35,第2エリア生農棟において,2009年度総会が開催されました。出席者数(午後8時25分時点・委任状を含む),および2008年度会費・寄付の納入状況に基づいて会員資格審査を行い,過半数の出席により総会が成立しました。皆様からの会費・寄付の納入については,今後2008・2009年度分をあわせてお願いすることを確認しました。総会議案に基づき,議題1~3が承認され,また同日行われた役員選挙で,齋藤一弥委員長をはじめ新役員を選出しました。

なお,組合費・ご寄附については,2009年度から「ゆうちょ銀行」への振込が可能となりましたので,次の受取口座をご指定ください。

【店名】0六八(読み ゼロロクハチ)

【名前】筑大職組つくば連絡会(ツクダイシヨクソツクバレンラクカイ)

【店番】068【預金種目】普通【口座番号】3407855

議題1:2008年度活動報告

(1)大学当局へ提出した要望書と回答等(<http://fweb.midi.co.jp/wout/>参照) <資料1>

(2)病院外来看護師の労働条件変更への対応について <資料2>

(3)山田信博学長名729通知「衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について」に対する質問について <資料3>

議題2:2009年度活動方針

(1)病院などの各職場からの要求を取り上げ,大学当局と交渉し,労働条件の改善に努力する。

(2)全大教と協議し,本組合として全大教の賛助組合員(月額組合費1,100円)3名を選出し,全大教の学習会等の企画に参加する。

議題2-2:組合費の減額について

2009年度から減額し,常勤・非常勤同額とする。

議題3:2008年度決算および2009年度予算

議題4:2009年度執行委員等組合役員の確認

執行委員長 齋藤一弥(教授),他

<資料1>(略)

<資料2>(総務部職員課労務係7月29日回答)

附属病院担当者に確認しましたが,今回の件での看護部として次のとおりの対応を行っているとのこと。

1 (略)

2 外来勤務看護師,看護師長,その他希望者を対象に救急外来対応のための研修会を実施する。

3 外来勤務の看護師と個別に面談して事情があり休日勤務ができない人の確認を行い,休日勤務を割り振らないこと。

<資料3>(総務部職員課労務係8月7日回答)

先に国立大学法人化後の教職員は,国家公務員の身分を有しないこととなるため,国家公務員の政治的行為の制限を定めた国家公務員法第102条の規定や,公務員が公職の候補者となることの制限を定めた公職選挙法第89条の規定等は適用されなくなりましたとご返事いたしました。今般,追加でお問い合わせのありました下記2件についてお応えします。

質問 大学教員としての公然と選挙運動(態度表明,支持拡大運動(法定ビラ配布・票読み),政治献金)は服務規律違反になるのか。

回答 勤務時間外,事業場外において個人として行うのであれば可能です。

ただし,筑波大学として特定の政党,候補者を支持しているような印象を与えることのないように十分留意する必要があります。

また,教育基本法第8条第2項の趣旨は,学校(大学)の政治的中立性を確保するところにあること,また,国立大学法人は政府からの出資を受けて運営されていること,高度の公共性を有する機関であることを踏まえて,法人の社会的評価に重大な悪影響を与えるような活動により,法人の信用又は名誉を傷つけることのないよう併せて留意する必要があります。

質問 大学の教室などで,学内構成員が政治討論会を開催する自由は,選挙期間中であっても,保障されるか。

回答 公職選挙法第137条「教育者は,・・・学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない」の規定に違反しない内容であれば可能です。